



2025年の中国貿易

～貿易総額は過去最高・貿易黒字は初の1兆ドル超え～

中国税関総署は1月14日、2025年の中国貿易総額（ドルベース）を発表した。

貿易総額

2025年の貿易総額は前年比（以下同）3.2%増の6兆3,548億ドルと過去最高を記録し、貿易収支は1兆1,890億ドルの黒字と初めて1兆ドルを超えた。

<貿易総額上位5か国> 単位：百万ドル、%

国(地域)	輸出入額	伸率	構成比
1 アメリカ	559,747.2	▲18.7	8.8
2 香港	367,340.1	18.9	5.8
3 韓国	331,241.8	1.2	5.2
4 日本	322,182.1	4.5	5.1
5 台湾	314,334.1	7.3	4.9
全世界合計	6,354,769.4	3.2	100.0

昨年に続きアメリカが最大の相手国だったが、関税引き上げ等の影響で18.7%減と二桁減となった。日本は昨年同様4位だった。地域別ではASEANが前年比7.4%増の1兆546億ドルと全体の16.6%のシェアを占め、EUは5.4%増の8,281億ドルと全体の13%を占めた。

輸出額

輸出総額は前年比5.5%増の3兆7,719億ドルで、上位5か国のランキングは昨年同様、1位がアメリカだが伸び率は二桁減、日本は昨年同様の4位、ベトナムが前年比22.4%増と好調だった。地域別では、ASEANは13.4%増の6,652億ドル、EUは8.4%増の5,599億ドルだった。

品目別にみると、肥料が58.8%増と大きく伸びたほか、食糧28.0%増、集積回路、船舶がいずれも

27.4%増、自動車22.0%増と堅調に推移。鞆および類似容器、玩具、照明器具およびその部品、靴が二桁減となった。

<輸出総額上位5か国> 単位：百万ドル、%

国(地域)	輸出額	伸率	構成比
1 アメリカ	420,050.1	▲20.0	11.1
2 香港	335,639.6	15.5	8.9
3 ベトナム	198,147.2	22.4	5.3
4 日本	157,347.5	3.5	4.2
5 韓国	144,211.5	▲1.1	3.8
全世界合計	3,771,873.3	5.5	100.0

輸入額

輸入総額は、昨年の横ばいで2兆5,829億ドルだった。

<輸入総額上位5か国> 単位：百万ドル、%

国(地域)	輸入額	伸率	構成比
1 台湾	230,736.8	6.0	8.9
2 韓国	187,030.3	3.1	7.2
3 日本	164,834.6	5.5	6.4
4 アメリカ	139,697.1	▲14.6	5.4
5 オーストラリア	130,250.1	▲7.5	5.0
全世界合計	2,582,896.1	0.0	100.0

地域別では、ASEANは1.6%減の3,8948億ドル、EUは0.4%減の2,682億ドルだった。

品目別では、航空機が53.4%増と好調だったほか、銅鉱砂およびその精鉱、天然ゴム及び合成ゴムがいずれも23.3%増。一方自動車39.7%減、石炭および褐炭30.6%減、自動車部品21.4%減と2割以上の減少となった。

目次

2025年の中国貿易 ～貿易総額は過去最高・貿易黒字は初の1兆ドル超え～	1
2025年の日中貿易	2
東海地方の対中貿易	3
人口が4年連続で減少	4
中国在留邦人数の推移	4
2025年中国31省のGRP	5
2025年中国の外資導入	5
2025年中国港湾貨物取扱量	6
分析レポート 中国進出企業一覧 2025年版	7
中国実務セミナー 日本本社 必見！中国子会社の人員削減・売却・撤退の極意	8

交流記録	8
【寄稿】改正会社法施行後の現状について(前編)	9
滄州デスクNEWS	14
常州デスクNEWS	14
常熟デスクNEWS	15
錫山デスクNEWS	15
江門デスクNEWS	16
3月以降の行事案内	16
【お知らせ】名古屋銀行南通支店が移転	16
【資料】今年中国各地で開催される主な展覧会	17
中国経済データ	18
中国短信	22

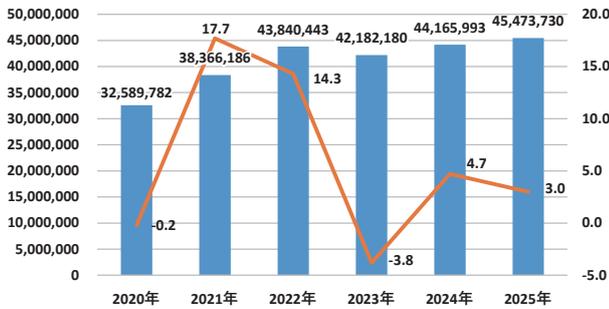
2025年の日中貿易

財務省が1月22日に令和7年(2025年)分貿易統計(速報)を発表した。

日中貿易総額

日中貿易総額は、3%増の45兆4,737億円となった。うち、輸出は0.4%減の18兆7,795億円で2年ぶりの減少、輸入は5.5%増の26兆6,942億円で2年連続の増加となり、貿易収支は7兆9,147億円の赤字と、2年ぶりの赤字幅拡大となった。

日中間の貿易総額推移(単位:百万円、%)



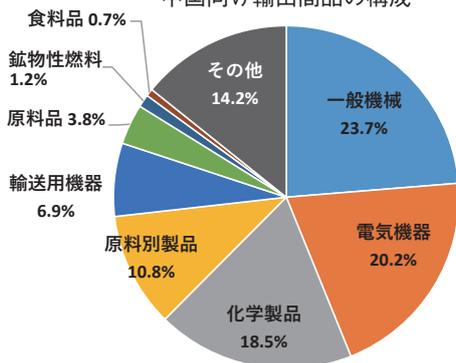
中国への輸出

中国への輸出は、アメリカ(4.1%減 20兆4,140億円)に次いで第2位で、日本全体の輸出額に占める割合は17%と昨年から0.6ポイント減少した。

中国向けの輸出が日本の輸出全体に占める割合(%)



中国向け輸出商品の構成



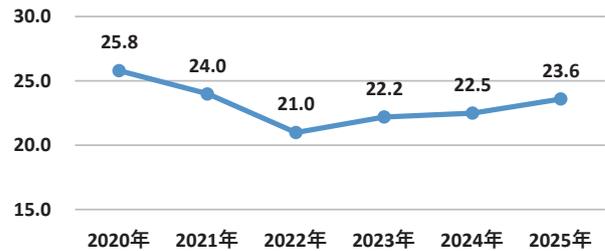
中国への輸出を商品構成で見ると、大分類(概要品名)では左下記グラフの通りとなった。商品の構成では原料品は3.8%となっているが、前年からの金額の増減で見ると、29.8%と大きく増加している。

一方、自動車の部分品は15.9%、非鉄金属13.3%、半導体等製造装置12.2%と減少した。

中国からの輸入

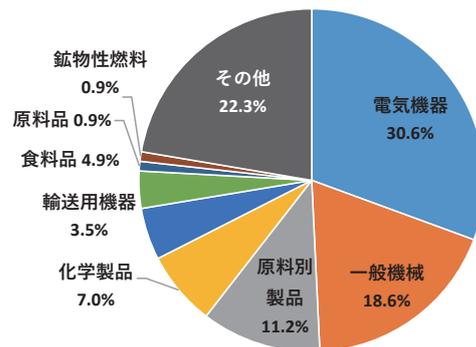
日本の最大の輸入相手国は昨年同様中国で、日本全体の輸入額に占める割合は23.6%と前年から1.1ポイント増加した。

中国からの輸入が日本の輸入全体に占める割合(%)



中国からの輸入を商品構成で見ると、大分類(概要品名)では下記グラフの通りとなった。

中国からの輸入商品の構成



前年からの金額の増減を商品別で見ると、電算機類(含周辺機器)18.2%、通信機11.9%、音響映像器(含部品)6.0%と増加した。

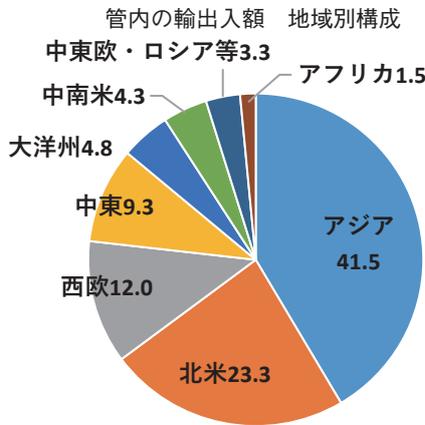
東海地方の対中貿易

東海地方における対中国貿易については、名古屋税関が1月22日、令和7年(2025年)分管内(愛知、岐阜、三重、静岡、長野の港湾・空港)貿易概況(速報)を発表した。

管内の対世界 輸出入額及び地域別構成

管内の輸出入総額は、前年比(以下同)1.4%増の39兆7,025億円で、うち輸出が1.4%増の25兆5,032億円、輸入は1.2%増の14兆1,993億円となり、貿易収支は11兆3,039億円の黒字となった。

地域別に見ると、アジアが16兆4,928億円、北米が9兆2,609億円、西欧が4兆7,675億円、中東が3兆6,944億円、中南米が1兆8,917億円、大洋州が1兆6,967億円、中東欧・ロシア等が1兆3,139億円、アフリカが5,847億円の順となった。



管内の対中国 輸出入総額

管内の中国との輸出入総額は、3.4%増の6兆638億円で、管内の輸出入総額に占める割合は、15.3%(前年から0.3ポイント増)、日中間の貿易総額に占める割合は13.3%(前年と横ばい)だった。貿易収支は5,062億円の赤字で前年から拡大した。

管内の対中国 輸出額及び商品構成

対中輸出額は、0.1%増の2兆7,788億円で、4年ぶりの増加となり、管内の輸出全体に占める割合は、10.9%と前年から0.1ポイント減少した。

輸出構成を概況品別に見ると、これまで通り、機

械類及び輸送用機器が全体の61.5%(前年から0.7ポイント減)を占め、続いて化学製品が15.5%(0.9ポイント増)、原料別製品10.7%(0.3ポイント減)、雑製品4.9%(0.8ポイント減)、特殊取扱品3.8%(0.3ポイント増)などとなった。

<管内対中輸出の主な増減品目>

	概況品名	金額(億円)	伸率(%)
増加	金属加工機械	1,248	49.6
	金属鉱及びびくず	566	59.9
減少	自動車の部分品	2,786	▲17.6

出典：名古屋税関

<管内輸出額上位5か国・地域>

	国(地域)	輸出額	伸率	構成比
1	アメリカ	7,057,986	▲0.3	27.7
2	中国	2,778,824	0.1	10.9
3	タイ	1,157,175	4.4	4.5
4	台湾	964,137	16.4	3.8
5	オーストラリア	846,219	▲18.1	3.3

単位：百万円、%

管内の対中国 輸入額及び商品構成

中国からの輸入額は6.2%増の3兆2,850億円で5年連続の増加となった。管内においても引き続き中国が最大の輸入相手国となり、管内の輸入全体に占める割合は23.1%と前年から拡大した。

輸入構成を概況品別に見ると、機械類及び輸送用機器が50.5%(1.2ポイント増)、次いで雑製品が19.0%(0.2ポイント減)、原料別製品が15.1%(0.8ポイント減)、化学製品が9.0%(0.5ポイント減)、食料品及び動物が3.9%(0.1ポイント増)と続いた。

<管内の中国から輸入の主な増減品目(増加のみ)>

	概況品名	金額(億円)	伸率(%)
増加	音響・映像機器	1,892	20.9

出典：名古屋税関

<管内輸入額上位5か国>

	国(地域)	輸入額	伸率	構成比
1	中国	3,285,004	6.2	23.1
2	アメリカ	1,423,272	4.3	10.0
3	サウジアラビア	1,033,839	▲13.9	7.3
4	ベトナム	803,939	7.9	5.7
5	タイ	801,685	2.9	5.6

単位：百万円、%

人口が4年連続で減少

国家統計局は1月19日、2025年末の中国の総人口（台湾や香港、マカオを除く）が14億489万人と発表、前年から339万人減少した。中国では2022年から人口減少が続いており、4年連続の減少となった。

また、昨年の出生数は792万人で、2024年より162万人減った。出生数が800万人を下回るのは初めてで9年連続で前年を下回った。死亡者数は昨年から38万人増加の1,131万人で、出生数を上回っている。

<全人口に占める65歳以上の人口構成推移>

	全人口	65歳以上	構成比
2020年	141,212	19,064	13.5
2021年	141,260	20,056	14.2
2022年	141,175	20,978	14.9
2023年	140,967	21,676	15.4
2024年	140,828	22,023	15.6
2025年	140,489	22,365	15.9

単位：万人、%

60歳以上の人口は1,307万人増え3億2,338万人で全

人口の23.0%（昨年22.0%）を占めた。そのうち、65歳以上の高齢者は前年から342万人増え、2億2,365万人と全人口の15.9%（昨年15.6%）を占め高齢化が加速している。

一方、2025年末時点の生産年齢人口に該当する15～64歳の人口は9億6,848万人で、全国の人口の68.9%を占めており、統計局は中国の労働力資源は依然豊富であり、経済発展を大きく支えていると強調した。

<その他各種データ>

出生率	5.63%	死亡率	8.04%
男性	7億1,685万人(昨年から224万人減)		
女性	6億8,804万人(昨年から115万人減)		
	(性別比は女性を100とすると男性は104.19)		
都市人口	9億5,380万人(前年比1,030万人増)		
農村人口	4億5,109万人(前年比1,369万人減)		

中国在留邦人数の推移

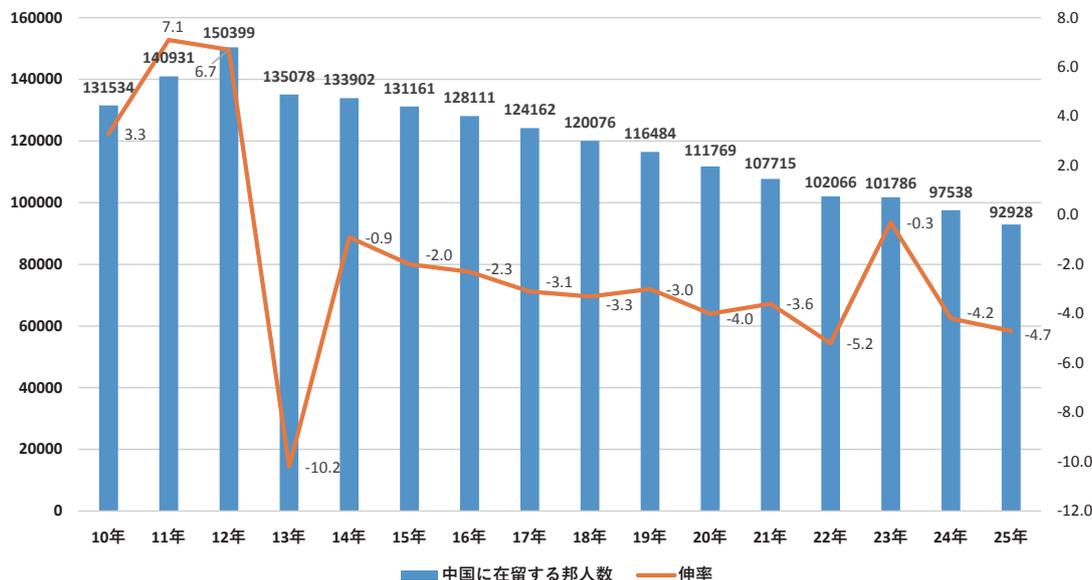
日本の外務省は毎年10月1日時点での「海外在留邦人数調査統計」を発表しており、最新となる25年のデータが発表された。

2025年10月時点で、中国に在留する邦人数は前年

比4.7%減の9万2,928人で、国（地域）別ではアメリカ(41万6,380人)、オーストラリア(10万5,566人)に次ぐ第3位であった。

中国の邦人数は2012年をピークに13年連続で減少が続いている。

中国の都市別でみると、上海が3万1,733人(世界第5位 以下同)、広州5,571人(33位)、北京4,534人(38位)、蘇州4,296人(40位)、深圳3,750(45位)となっている。



2025年中国31省のGRP

中国各省の2025年の実質域内総生産(GRP)及び2026年成長率目標が発表された。

<10兆元を超える省が3省に>

首位の広東省は37年連続で中国最大の経済大国としての地位を維持し、中国全体に占める割合は10.4%となった。2位の江蘇省は広東省に次いで14兆元に達した2番目の省となり、中国全体に占める割合は10.2%。3位の山東省は中国北部で初めて10兆元を突破した。ちなみに、上位10省のGRP総額は85兆5,117億元に上り、全国の61%を占めた。

ランキングを2024年と比較すると、重慶市が遼寧省を上回り、16位にランクインした。

<成長率 18省が全国平均上回る>

成長率が全国平均の5.0%を上回った省は31省中18省で、平均を下回ったのは11省だった。

成長率が最も高かったのは西藏自治区の7.0%で、甘粛省の5.8%がこれに続いた。3位は河南省の5.6%だった。

成長率が最も低かったのは遼寧省の3.7%で、次いで広東省が3.9%だった。また成長率が4%台の省は9省だった。

<26年の成長目標>

24の省が5%以上の目標を掲げた。最も高く設定したのは西藏自治区の7%以上で、次に海南省の6%前後となっている。中国全体の成長目標は、今年の全人代で発表される予定である。

2025年中国31省のGRP及び26年目標

(単位：億元、%)

	省名	絶対値	成長率	26年目標
	全 国	1,401,879	5.0	—
1	広 東	145,847	3.9	4.5～5%
2	江 蘇	142,352	5.3	5%前後
3	山 東	103,197	5.5	5%以上
4	浙 江	94,545	5.5	5～5.5%
5	四 川	67,665	5.5	5.5%前後
6	河 南	66,633	5.6	5%前後
7	湖 北	62,661	5.5	5.5%前後
8	福 建	60,199	5.0	5%前後
9	上 海	56,709	5.4	5%前後
10	湖 南	55,309	4.8	5%前後
11	安 徽	52,989	5.5	5～5.5%
12	北 京	52,073	5.4	5%前後
13	河 北	49,305	5.6	5%以上
14	陝 西	36,551	5.1	5%前後
15	江 西	36,020	5.2	5～5.5%
16	重 慶	33,758	5.3	5%以上
17	遼 寧	33,183	3.7	4.5%前後
18	雲 南	32,766	4.1	4.5%前後
19	広 西	29,727	5.1	5%前後
20	内 蒙 古	26,710	4.7	5%前後
21	山 西	25,496	4.0	4.5～5%
22	貴 州	23,562	4.9	5%前後
23	新 疆	21,462	5.5	5.5～6%
24	天 津	18,540	4.8	4.5%
25	黒 竜 江	16,878	4.2	4.5～5%
26	吉 林	14,974	5.0	5%以上
27	甘 粛	13,698	5.8	5.5%前後
28	海 南	8,109	4.0	6%前後
29	寧 夏	5,696	5.3	5%前後
30	青 海	4,122	4.1	4.5%前後
31	西 蔵	3,032	7.0	7%以上

※各地の統計局より抜粋、端数は四捨五入

2025年中国の外資導入

中国商務部が1月23日に発表した2025年の外資導入に関するデータによると、2025年に新たに設立された外資系企業は前年比(以下同)19.1%増の7万392社で、実行ベース外資導入額は9.5%減の7,476.9億元(約16.5兆円)に上った。

産業別の金額をみると、製造業は1,855.1億元、

サービス業は5,451.2億元、ハイテク産業は2,417.7億元で、そのうち電子商取引サービス業が75%増、医療機器・器具製造業が42.1%増、航空宇宙機器製造業が22.9%増と高い伸びが見られた。

国・地域別では、スイスからは66.8%増、アラブ首長国連邦が27.3%増、イギリスが15.9%増となった。

2025年中国港湾貨物取扱量

1月30日、中国交通運輸部は、2025年の全国港湾の貨物取扱量を発表した。

内河港湾も貨物量が5.1%増の6億7,041万トンと好調で、長江流域を中心に内陸物流が拡大している。

<貨物取扱量>

全国の港湾における貨物取扱量は前年比(以下同)4.2%増の183億3,806万トンで、前年の伸び幅(3.7%増)から0.5ポイント増加した。

うち外貿貨物は4.7%増の5億6,526万トンで、国際物流の回復基調が続いている。

<コンテナ取扱量>

全国のコンテナ取扱量は6.8%増の3億5,447万TEUで、昨年の伸び幅(7%)から0.2ポイント減少した。

1位の上海港は、6.9%増の5,506万TEUで、連続16年世界第1位を維持した。

<貨物取扱量上位10港>

(単位：万トン、%)

順位	港名	貨物総取扱量	前年比	うち外貿貨物取扱量	前年比	貨物総取扱量に占める外貿貨物の比率
1	寧波-舟山	143,192	4.0	66,076	4.2	46.1
2	唐山	88,399	2.5	38,156	2.6	43.2
3	上海	81,153	2.8	47,761	6.9	58.9
4	青島	74,130	4.1	53,290	6.3	71.9
5	広州	66,961	1.8	19,609	11.5	29.3
6	日照	64,452	3.5	38,181	1.5	59.2
7	蘇州	61,262	2.5	22,130	6.4	36.1
8	天津	59,485	2.7	36,806	4.3	61.9
9	煙台	54,413	8.4	19,211	10.6	35.3
10	広西北部湾	48,553	8.2	22,950	10.1	47.3
	全国	1,833,806	4.2	565,256	4.7	30.8

2位の寧波-舟山港は初めて4千万TEUを突破し、引き続きシンガポールに次いで世界第3位を維持。同港のコンテナ航路は25年末時点で309本に達し、世界200以上の国と地域の700余りの港湾へとつながっている。

今回、コンテナ取扱量の伸び率が最も高かったのは、貨物取扱量と同様、洋浦港で、65.4%増の331万TEUだった。

1位の寧波-舟山港は世界で初めて14億トンの貨物取扱量を突破し、17年連続で世界第1位を維持した。寧波-舟山港では、鉄鉱石、原油、石炭、コンテナ貨物など多様な貨物を取り扱い、中国国内のみならず、アジア太平洋地域や欧州を結ぶ国際物流の重要拠点となっている。

上位10港の内、山東省から3港(青島、日照、煙台)がランクインしており、前年からの伸び率もそれぞれ比較的高いレベルとなっている。

また、昨年貨物取扱量の伸び率がもっとも高かった港湾は海南省の洋浦港で、29.6%増の8,595万トン、うち外貿貨物取扱量は15.3%増の4,248万トンだった。

10位以下は、11位：連雲港3億6,753万トン(6.2%増)、12位：黄驊港3億6,611万トン(3.1%増)、13位：福州3億3,402万トン(5.1%増)、14位：大連港2億9,958万トン(6.2%減)と続いている。

<コンテナ取扱量上位10港>

(単位：万TEU、%)

順位	港名	取扱量	前年比
1	上海港	5,506	6.9
2	寧波-舟山港	4,387	11.6
3	深圳港	3,541	6.0
4	青島港	3,289	6.5
5	広州港	2,768	6.2
6	天津港	2,403	3.2
7	厦門港	1,251	2.1
8	蘇州港	1,021	5.7
9	広西北部湾港	1,006	11.6
10	日照港	737	9.8
	全国合計	35,447	6.8

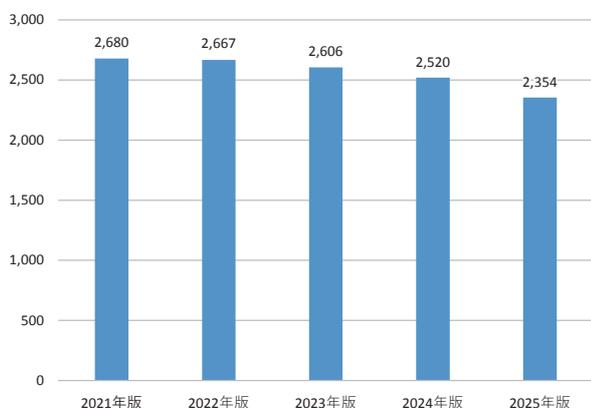
10位以下は、11位：連雲港716万TEU(7.0%増)、12位：營口585万TEU(5.1%増)、13位：煙台556万TEU(9.2%増)、15位：大連548万TEU(1.5%増)と続いた。

分析レポート 中国進出企業一覽 2025年版

当センターでは、会員各社の協力の下、「日本・中部地区 中国進出企業一覽 2025年版」をまとめた。

一覽は、日本の中部地区(愛知、岐阜、三重、静岡、長野、福井、石川、富山の8県)に本社を置く企業の中国(香港、マカオ、台湾を除く)現地法人をリスト化した会員限定資料である。

1) 掲載件数の推移



※掲載件数の対象は法人のみ。

分公司、現地法人事務所は含まず。

掲載件数と新規の進出または撤退の件数は一致しない。

(過去未掲載分の新規掲載が存在するため。)

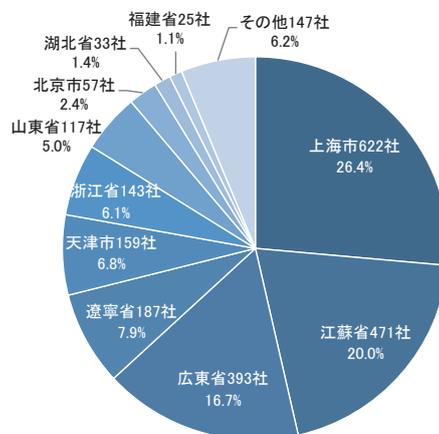
法人格を持つ現地法人の掲載件数は2,354件(社)と、前年より164件減った。合弁期間の満了、事業環境の変化に伴う清算などの撤退が新規進出を上回る状況が続いている。なお、個人情報保護の観点から、自然人が出資している現地法人の掲載を取り止めた結果の影響もあった(少なくとも30件以上)。

また統計がないものの、減資も増える傾向にある。

2) 中国省別の分布

現地法人の所在地を省別で見ると、上海市の622社が最も多く、全体の1/4を占める。2位が江蘇省471社、3位が広東省393社。上海はサービス業(統括拠点、販売拠点)の割合が高く、製造業(工場)の数では江蘇省の359社が最も多い。

全体として、製造業とサービス業の割合は6:4、資本形態である独資(外資100%)と合弁の割合は8:2となっている。



3) 近年の進出傾向

一覽は2025年9月末時点を基準としたものである。新規設立された現地法人は後年になって判明するケースが少なくないが、設立年が2025年のものが8社、2024年が10社、2023年が13社見つかっている。進出傾向を知る一つの目安として、2023年以降に設立された現地法人の事業内容の一部を抜粋する。

総じて、①消費の多様化、②社会の高齢化、③政府による産業育成(特に半導体とその周辺産業の国産化)といった中国特有のニーズを汲み取った新規進出が大半を占めていると見られる。

<消費の多様化>

美容機器の販売
スポーツ・アウトドア衣料の販売
家具の販売

健康食品・化粧品の販売

<医療福祉関連>

医療機器の製造販売

福祉用具のレンタル

医薬原料の製造

<半導体関連>

バルブの販売

自動搬送機器の製造販売

半導体関連装置製造等の販売

プリント基板、分析計測器等の販売

<自動車関連>

自動車及び部品の製造販売

車載システムの開発

<ご案内>

会員の方に限り、一覽の電子版をお届けします。

お問合せフォーム(QRコード)の「お問合せ内容」に「中国進出企業一覽の送付希望」とご入力の上、ご送信ください。



日本本社 必見!

中国子会社の人員削減・売却・撤退の極意

1月30日、IBJコンサルティング(株)の前川晃廣代表取締役・中小企業診断士・証券アナリストを(写真)を招き、標記セミナーを開催した。



第1部では「中国子会社の『寿命』は50年! 今やることは」をテーマに、経営年限の到来までに何が起り、どのような対策が必要かの解説があった。なぜ『寿命』が50年なのかについては、中国の「土地所有権」により工場敷地の使用期限が50年まで定められており、それに合わせ経営年限を50年としていると紹介があった。経営年限までに想定されるリスクとしては、操業期間が長くなるにつれ税務局・税関からの調査・査察が厳しくなること、経営年限の満了時も工場立地の市街地化により、同じ場所で操業を続けられる可能

性が低いこと、土地を返却する際の原状復帰費を考慮しなければいけないことなどが挙げられた。また、中国の場合、マーケットの変化が激しく、海外からの技術移転も多いため、製品の信頼性について現法の法人としての社歴との関連性が低いとの見解が示された。

第2部では「解散を考えるなら第三者への売却も模索」と題し、出口戦略の種類、中国のM&A事情企業価値評価の手法について説明があった。また講師のこれまでの経験を基に譲渡先を探す際に手掛かりとなるアプローチ、中国系企業との交渉テクニックについてアドバイスがあった。

第3部では、「必要な人員リストラを大過なく進めるコツ」と題し、経済補償金のプラス α に関して、会社側からギリギリの線を出すためのノウハウ、プラス α を払いすぎた日系企業の事例、プラス α を高める金額で設定し簡単な解決を進めようとするコンサル存在など注意すべき点が語られた。

講義は42名が参加した。

交流記録

<浙江省駐日本(東北亜)商務代表処>

1月23日、浙江省駐日本(北東アジア)商務代表処の李梅・首席代表(写真)が来訪され、大野専務理事と業務グループの中村課長、佐合主任が対応し、次年度の業務協力などについて打ち合わせを行った。

当センターは昨年「第30次中国自動車産業視察団」を浙江省に派遣した際、同処に多大なる協力をいただいた。大野専務理事から次年度の訪中事業について同処に協力要請をする可能性について触れると、李代表は「当方も、日本企業の方にもまず浙江省に足を運んでもらい現地の状況を知ってもらうことが大事であると考えており、センターの訪中事業は当方としても非常に大きなメリットがある」とし協力を快諾。更に、浙江省にある金華市

(義烏市)、麗水市、台州市等について地域の特色や産業の紹介があった。

また、同省が強力に推進する「第5回世界デジタル貿易博覧会」が今年も9月23～27日に浙江省杭州市で開催される運びとなり、李代表から本会への参加について要請があった。



改正会社法施行後の現状について(前編)

弁護士法人キャストグローバル 弁護士 金藤 力

2020年1月1日に《外商投資法》が施行され、「中外合資経営企業法」、「外資企業法」及び「中外合作経営企業法」が廃止された。これにより、全ての外商投資企業について《会社法》が適用されることとなったが、同時に、「施行後5年内は引き続き従前の企業組織形式等を保留することができる」として、5年間(2024年12月31日まで)の猶予が移行期間として設けられていた。

ところが、この移行期間5年が過ぎようかという2024年を迎える頃になって、少し厄介な事態が生じる。2023年の年末に、今度は《会社法》が改正されて、その改正会社法が2024年7月1日から施行されることになったのである。

これら2つの大きな法改正があったことを受けて、2025年は、実務的な取り扱いがどのように変化してくるのか、さまざまな疑問や懸念を持ちながら迎えた一年であった。

例えば、2025年に入ろうとする時点では、以下のような事項について、具体的にどのような法改正の影響があるのか判然としていない部分があった。

- ①中外合弁企業において、移行期間のうちに企業組織形式等の変更(株主会の設置など)のための定款変更ができていない場合、実務上どのような不利益を被ることになるのか。
- ②これまでは基本的に全ての問題を合弁パートナー全員の合意に基づいて董事会の全会一致決議などによって定めてきたが、今後はそのような運用はできなくなるのか。
- ③従業員300名以上の企業において、従業員董事又は監事を設置することは強制されるのか。対応をしない場合、どのような不利益が生じるのか。
- ④出資払込に関する規制が強化されたことに伴って、既存の会社でも払込期限の調整や実際の出資払込を急ぐ必要があるのか。対応ができてい

ない場合、何らかの不利益が生じることがあるのか。

- ⑤同じく出資払込に関する規制に関連して、出資の払込が未了の出資につき払込をしないまま譲渡した場合、何か問題があるのか。
- ⑥株主からの出資が履行されない場合や、現物出資資産の価額が不足している場合など、董事が個人として責任を問われることが増えるのか。
- ⑦利害関係董事の表決参加を禁じる規定が新設されたことによって、従来の董事会で決議していた事項について、参加する董事を限定しなければならなくなるのか。
- ⑧少数株主からの持分買取請求権について、具体的にどのような場合に問題になるのか。
- ⑨以前からの登記未了の事項が多数残っている場合には、それらの事項についても同時に対応しなければならないのか。

今回は、《外商投資法》の移行期間終了後1年、《会社法》改正施行から1年半を経て、改めて、法改正のいくつかのポイントとそれに関する実際の実務状況について紹介することとしたい。

一、移行期間5年が経過した場合の取扱い

1. 移行期間満了前の状況

中外合弁企業において、2024年12月31日までに企業組織形式等の定款変更ができていない場合については、2025年1月1日以降、(A)「市場監督管理部門は、その申請するその他の登記事項を取り扱わず」、かつ、(B)「関連する事由について公示をする。」という措置が定められていた。(《外商投資法实施条例》第44条第2項)

もし、文字どおり「その他の登記事項を取り扱わない」ということになれば、出資者の変更や登録資本の変更(増資など)はもちろん、住所の変更や董事・総経理など役員の変更の手續もできなくなって

しまい、実務的には比較的大きな不便が生じることになる。

一部の地方においては、実際に、移行期間の満了が近くなった2024年において、この移行期間中の対応が未了の企業名をリスト化して名指しのうえで公示し、移行期間内に定款変更のうえ登記手続を行うように促し、上記のような登記手続上の不利益についても告知していた。

2. 移行期間満了後の状況

2025年に入って早々の1月17日、河南省某市においては、移行期間内に対応が完了しなかった企業をリストにして公示する措置がとられ、未対応の14社の企業名が公表された。また、2025年12月には、陝西省某市において、同じく未対応の12社の企業が公表されている。(上記の(B)の措置である。)

しかしながら、これらの公示がなされている例は極めて少なく、上海、北京、広州のような大都市においては、このように企業名称を公示している例は見られず、少なくともインターネット上で広く閲覧可能な状態で公示されている例は見当たらない。

また、上記のごく限られた都市において公示が行われている例においても、単に現地の市場监督管理局(登記機関)のWebサイトにおいて掲載されているのみであって、国家企業信用情報公示システムなど一般によく閲覧されるところには転載されていない。したがって、公示があるとしても見つけること自体が非常に難しくなっており、移行期間の5年間を徒過してしまっていたとしても、そのことによって企業の取引上の信用に影響するような形での公示が行われているわけではない。

一方で、(A)「登記を受け付けない」というルールについては実際に実践されており、新しい改正《会社法》に対応する定款変更を伴わないままでは、役員変更等の登記手続を行うことができない事例が実際に発生している。とはいえ、各地の市場监督管理局(会社登記機関)においては、以前から企業の定款のひな型を公表しているところも多く、現在では日系企業各社を含む外商投資企業においても中国内資企業と同様にこれら書式を用いることができるので、手続としてはこれら既に用意されている定款を使って手続をすること自体はそれほど難しくはない。現状としては、役員の変更などの登記事項が発

生したときに、同時に定款変更の手続を行えばよく、当職自身が2025年に手掛けたいくつかの案件においても、そのように対応することができた。

3. 今後の見通し

上記のように、今のところ、定款変更等が未了であっても、直ちに何らかの実害が生じるおそれは小さく、「次に何らかの登記事項が生じたときに対応する」という対応が事実上許される状況になっている。

当職の手掛けている実際の案件を見ても、過去からの董事等の人員の変更が登記上反映されていないままに運営されている事例や、既に何年も前から事業活動が事実上停止しているために誰も何らの登記手続を行わないまま放置されている事例など、対応が未了のままとなっている日系企業の事例は少なくない。そして、そのような対応未了の場合であっても、社会的な弊害は特に強くは認識されていないようであるから、今後も特に新しい対策が取られるとも思えない。この状況は、かつて2006年1月1日から外商投資企業においても監事の設置が求められるようになったとき、実際にはその後も長期にわたり監事を設置しないままの例も多数見受けられたこと、もしかすると似ているところがあるかもしれないように感じられる。

但し、実務上の問題点としては、いったん出資者間において何らかの争いが生じてしまった場合には、如何なる登記手続も行うことができなくなる状況が容易に発生してしまうおそれもある。

移行期間が満了したと言っても、2025年1月1日以降、『自動的に』会社法に合わせた組織形式及び組織機構等に変更されるわけではないから、法改正に対応するためにはどうしても定款変更が必要になる。そして、従来の中外合弁企業において、定款変更するには全董事の同意が要求される(廃止された《中外合資経営企業法实施条例》第33条第1項第1号)。

したがって、もし《外商投資法》に基づく《会社法》への適合のための定款変更ができていないままの状況において、何らかの登記の変更が必要な状況が生じたときには、必ず合弁パートナーの意向に沿うように手続をすることを強いられることになる。董事の変更等の機会があれば、早めに定款変更の手続を行っておくことを引き続きお勧めしたい。

二、株主会・董事会における全会一致決議事項

1. 移行期間満了前の状況

《中外合資経営企業法》及びその実施条例に基づいて設立・運営されてきた多くの中外合弁企業では、重要事項については董事会の全会一致決議により定めることとされていたため、出資比率がダイレクトに意思決定に反映される場面は少なく、概ね少数派の株主の理解と同意を得ながら会社運営が行われていた。

これに対して、《会社法》では、株主会であれ董事会であれ、いわゆる全会一致決議事項(全ての株主や全ての董事の同意を要する事項)は法定されていない。また、定款において、そのように法定の要件よりも重い決議要件を定めることについて、《会社法》は改正前後いずれも特に条文で定めてはいない。

そこで、従来の合弁契約において定められていたような、全会一致決議を要する旨の規定を定款に引き置き置くことが許されるのかどうか、新たに設置されることになる株主会の決議事項については必ず《会社法》の条文に準拠して定款の規定を置かなければならないのではないか、という問題が意識されるようになった。

2. 移行期間満了後の状況

この点に関しては、引き続き何らかの細則規定が会社登記機関から発布されることが期待されたが、残念ながら今日に至るまで発布されていない。

ただ、少なくとも当職の経験した範囲に限って言えば、従来の合弁契約を踏襲して多くの事項について全会一致決議を求める旨を定款に規定したとしても、そのことによって特に会社登記機関における審査に支障が生じたことはない。少なくとも登記手続においては、定款で全会一致決議事項を置くことも許されている。

比較的多くの事例では、各企業の所在地を管轄する会社登記機関において標準的な定款の書式を提供しており、これには基本的に《会社法》の条文と同じ内容の規定が置かれている。しかしながら、一般的には、その書式に厳密に準拠することが求められているわけではない。

したがって、(地方により取扱いが異なる部分はあるかもしれないが、)従来の中外合弁企業にあっては、引き続き定款に全会一致決議事項を置くことも

可能であるし、それは従来どおりの企業運営を確保するうえで望ましいとも言える。

3. 今後の見通し

従来の《会社法》にかかわる裁判例においては、一定の事項について「全ての株主の同意を要する」、「特定の株主又は董事の同意を要する」旨の定款における定めについて、これを法律上有効と判断した事例もあれば、逆に無効と判断した事例もあり、個別事案の状況に応じてケースバイケースで判断されている状況にあった。

今後においても基本的にそのような状態が継続するものと思われ、特段の変化は見込まれない。

もっとも、《会社法》においては基本的に出資比率に応じた議決権が株主に付与され、董事は個々の株主ではなく株主会によって選任される仕組みとなるから、定款において特に定めを置かない限り、従来の中外合弁企業とは異なる発言権の偏りが発生することは避けがたい。

定款の規定が従来よりもさらに重要になるものと思われる。

三、従業員代表董事・監事

1. 会社法改正施行前の状況

上記のとおり《外商投資法》では2024年12月31日までに《会社法》に適合するように定款変更を行うことが求められていたのであるが、ちょうどその期限が近付いた2024年7月1日から改正された新しい会社法が施行されたために、この転換前後の時期は、改正前、改正後、どちらの会社法に適合すればよいのか?と悩む場面がよく見られた。

会社法の改正が公布される前、2023年12月29日までに対応を完了していた会社にはそのような悩みは特になく、改正前の会社法に基づいて淡々と定款変更を行えば足りたのであるが、その後は、こと従業員数が300名以上の企業にあっては、定款変更の際に従業員代表董事又は従業員代表監事を置くことが求められるようになったため(改正会社法第68条)、これらの従業員数の比較的多い企業にあっては対応に悩むことになったのである。

従業員の代表が董事や監事に名を連ねることになれば、「できれば従業員には聞かせたくない、知られたくない」ような敏感な経営上の課題について董

事会で議論することが難しくなってしまう。監事であっても、董事会への列席は必要であるため、この問題は程度の差こそあれ解消はできない。また、従業員の代表として選出された董事や監事はその職権を濫用して会社や株主と敵対的な態度をとる場合には、会社の運営そのものが難しくなってしまう懸念もある。そのため、日系企業各社においては、なるべくそのような弊害が生じないようにしつつ、改正会社法の要求を満たす方法について考慮する必要性に迫られることになった。

2. 改正法施行後の実務状況の推移

実際の状況としては、まず、2024年7月1日の改正法施行直後の時期にあっては、(まだ登記機関の実務の現場においても改正会社法の内容が周知・浸透していなかったためか、又は事例の蓄積が少なかつたためか、その他の何らかの原因によるものかは不明であるが、)実態としては、およそ従業員数が300名以上かどうかを問われることもなく、従業員代表董事や従業員代表監事を置かない形で定款変更の登記申請手続を行ったとしても、そのまま特に何らの指摘を受けずに申請が受理され、結果として、従業員代表董事や従業員代表監事を置かないままに、それ以外の部分は改正会社法の要求を満たす形で定款変更を行うことができた。

もとより、改正会社法では、既存の会社が全て直ちに改正会社法に従うように求めている部分のごく限られている。「登録資本金の5年以内の払込が義務化された」点については既存の企業を含めて対応が求められることになったが、それ以外の企業においては、2024年7月1日の改正会社法施行の前に定款変更を済ませていれば特に追加での定款変更などの対応が必要になる部分はなかった。たとえ従業員数が300名以上の場合であっても、直ちに従業員代表董事や従業員代表監事を置くように何らかの指導や要求を受けることもなかった。

2025年2月10日施行の《会社登記管理実施弁法》においても、従業員代表董事や従業員代表監事に関する規定は特に置かれておらず、登記手続上において特にこの点に留意すべき法令上の新たな根拠も増えていない状況にある。

ところが、その後、徐々に時間が経つにつれて、登記機関における実務上の取扱いには変化が生じて

きている。2025年に入ると、上記一、で述べた《外商投資法》に基づく移行期間が終了したこともあって、日系企業においても徐々に改正会社法を比較的厳密に遵守する形での対応を求められる傾向が見られるようになった。現在では、登記機関の窓口において何らかの登記手続を行おうとする際に、従業員代表董事や従業員代表監事についても届出を行うことが求められる事例の情報に接することも増えている。この点について、なお全国的な法令や通達によって統一的な取扱いが定められているわけではなく、地方ごとに実務上の取扱いには差があるものと思われるが、とはいえ、手続の一部としてあらかじめ想定しておく必要があるものと考えられる状況となっている。

3. 今後の見通し

従業員代表董事や従業員代表監事の選任について、《会社法》の条文としては、「董事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する」(第68条第1項第3文)、「監事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する」(第76条第2項第3文)という規定があるが、選挙の具体的な方法などについては特段の規定は置かれてはいない。

現状においては、従業員代表董事や従業員代表監事についての届出を求められる場合であっても、登記機関の窓口においては、従業員代表大会や従業員大会の決議書の提出などを求められることはあるものの、さらにその従業員代表の選任手続や大会の招集開催手続が適切であったかどうか、決議書に署名した従業員代表に権限があったかどうかなど、実質的な審査が行われているわけではないようである。

したがって、形式的に書類を整えることで登記手続を行うことができる場合も多いと思われるが、従業員代表でない者が署名する、開催されていない従業員代表大会の決議書を作成するなど、実態と異なる届出が行われた場合には、従業員代表董事や従業員代表監事の選任そのものが無効となり、ひいては、それらの者が参加した董事会や株主会での決議が取消又は無効となるおそれもあるかもしれない。

各社の状況はそれぞれであり、直ちに何らかの重大な問題が起きるとは思えないが、敏感な議題(例

えば会社の事業の再編など)が生じたときに会社にとって都合のよい人材を選任しようとしても、そのときには既に従業員の協力を得ることは難しいことがあり得る。会社の安定的な運営を考慮するうえでは、会社としても従業員代表の選任について無関心ではいられず、董事会や株主会に参加して差し支えない程度に経営を理解し、経営上の秘密を守ることができる人材が選出されるような方策を考慮していく必要性が、ある程度は高まってきているように思われる。

四、資本金払込期限

1. 会社法改正施行前の状況

登録資本金の払込については、2013年の会社法改正により払込期限の管理がいったん廃止されていた。しかし、今回の改正では、改めて「5年以内」の払込を義務付ける規定が設けられ、また、既存の会社においても遡って調整するように求められることになった(改正会社法第47条、第266条第2項)。

中国においては、2013年の会社法改正があった後、見た目上の登録資本は大きいものの、実際の払込がなされていない会社が多く見られるようになり、払込状況について政府機関は関知しなくなったことから登記事項にも正確な情報が反映されない状況も見られるようになっていた。そのため、この払込未了部分についての払込期限の復活によって、主に既存の会社について、登録資本を小さくするための減資を行うことや、会社そのものを清算することなど、比較的大きな影響が予想され、取引先の動向に留意しなければならない部分があった。

2. 施行後の状況

その後、会社法施行日の当日にあたる2024年7月1日付で、既存の会社における「調整」についての国務院の規定が制定されて、一般の有限責任公司の場合には、「払込引受けにかかる残余の出資期限が2027年7月1日から5年を超える場合」に、「2027年6月30日までに」払込期限を調整すればよいことが明確に示された。すなわち、払込期限の調整については3年の猶予が設けられ、さらに実際の払込までには3年+5年間の合計8年間の時間的猶予があることになった。

また、出資期限及び登録資本を調整しない場合の罰則としても、まず会社登記機関が是正を求めるこ

ととされるなど、直ちに重大な処罰につながるような規制にはならなかった。

3. 今後の見通し

上記のとおり、既存の会社においては直ちには大きな変化はないものの、2027年6月30日までに各社においては出資払込時期の変更、減資などの対応が行われることとなっている。会社法施行時点では3年の猶予であったが、今は既にその半分以上が早くも過ぎてしまった状況となっている。

新たに用地を取得して工場を建設しようとする場合など、プロジェクトの実施そのものに長期間を要する場合も考えられるから、特に履行期間が長期にわたる設備の納入契約や、商品供給・サービス提供期間が長期にわたるような場合には、個別の取引先の状況に応じて、登録資本金の変更に関する状況を見ていく必要がある。

中国では、太陽電池メーカーなどをはじめ過剰生産の問題のある一部の業界において、計画されていた工場建設が遅延し又は中止されるケースも見られるようになってきている。登録資本金をめぐる変更の対応は、プロジェクトの資金的裏付けの面から、今後のプロジェクト実施状況を推測できる一つの資料となる可能性がある。

2027年6月30日前後、おそらくこの猶予期間が過ぎた頃から、既存の会社では対応に大きな差が生じてくる可能性があるため、これに向けて徐々に取引先における登録資本金の払込状況を見ることも日常業務の一部として取り入れてみていただくと、他社に先駆けて取引先の異常を察知できる可能性が高まるかもしれない。

(以下次号)

<執筆者プロフィール>

弁護士法人キャストグローバル
大阪事務所代表
弁護士 金藤 力
(かねふじ ちから)



1975年大阪市生まれ。1998年京都大学法学部卒業、2000年弁護士登録。法律事務所、企業での勤務を経て、2010年から上海、2014年から北京に赴任し、法務・会計・税務までワンストップでのコンサルティングサービスを提供している。2019年中小企業診断士登録(現在は活動休止中)。著書「弁護士が語る中国ビジネスの勘所」(きんざい 2020年1月)。



滄州市東光県の包装産業

滄州市の南部にある東光県では、包装機械産業が発達しており、それは1970年代に始まったとされる。半世紀にわたる発展を経て、コア部品の生産から完成機の組み立て、技術研究開発から国際貿易に至るまで、包括的な産業チェーンを構築した。そのため、東光県は「中国段ボール機械の故郷」等として知られている。



現在東光県の包装機械産業クラスターには、完成機メーカー 760社と部品メーカー 350社があり、3万人以上の従業員を擁している。また、市場シェアは全国の65%以上を占め、年間生産額は150億人民元を超えている。製品は130の国と地域に輸出されている。

その中の代表的企業である「華宇紙箱機械有限公

司」の設備は、自動給紙、印刷、スロット加工を一体化した全自動印刷ラインで、毎分350箱の生産能力を備えおり、継続的な技術革新と安定した品質により、国内市場で高い評価を得ているだけでなく、海外の顧客からも長年の信頼を得ており、現在、海外からの受注が事業の90%以上を占め、東南アジア、中東などの国際市場に輸出されている。

滄州開発区に新たな拠点がオープン

この度、「滄州プレミアム製品フェアおよびEコマースライブストリーミング基地」が2月10日に正式にオープンした。滄州経済開発区にある同基地の展示ホールでは、選りすぐりの地元の特産品が展示されている。展示品は酒類、農産・副産物、手工芸品、電化製品、冷凍食品の5つのカテゴリーに分かれている。

またこの拠点では、滄州の都市ブランドを紹介する窓口ともなっており、滄州経済開発区のイメージを対外的にアピールする重要な窓口にもなっている。



半導体検査装置企業が当区に進出

2月5日、総投資額1億元超となるドイツ・Cyber Technologies社の半導体3D検査装置プロジェクトの調印式が行われた。同社が中国において拠点を設けるのは今回が初めてであり、世界的な半導体精密検査分野の有力企業による中国市場本格参入として注目されている。

Cyber Technologies社は1992年に設立され、本社をドイツ・ミュンヘンに置く。半導体、光学部品、自動車部品、医療機器などの分野向けにカスタマイズ型の高精度測定ソリューションを提供しており、インテル、インフィニオン、TSMCなど世界的半導体大手企業を顧客に持つ。



今回の新プロジェクトでは、半導体検査装置の国産化に向けた研究開発・製造・販売を主に行うとともに、アジア太平洋地域市場の業務も担う計画。プ

ロジェクトが本格稼働した後の年間売上高は1,500万ユーロ以上に達する見込みである。

常州国家高新区 2025年度国家重点研究開発計画ハイテク成果産業化モデル事業単位に選定

このほど、工業・情報化部は2025年度国家重点研究開発計画における「ハイテク成果産業化モデル事業単位」の選定結果を発表。

今回、モデル事業単位として選定されたのはわずか26機関であり、そのうち江蘇省からは7機関が名を連ねた。常州国家高新区は、卓越した科学技術イノベーション力と成果転化能力が高く評価され、今回のリストに選定された。

本リストは国家級の重要な荣誉であり、先進製造、新材料、次世代情報技術などの重点分野において、顕著なイノベーション力と牽引力を有する単位を選抜することを目的としている。選定された単位には、戦略的・基盤的・先導的なハイテク成果の創出と産業化をさらに加速させ、我が国のハイテク産業の高度化を力強く推進していくことが期待される。



常熟ケルヒャー第3工場が開業

2月4日、「カ赫清潔技術(常熟)有限公司」(ケルヒャークリーニングテクノロジーズ(常熟)有限公司)の第3工場がオープンした。

2011年に設立された同社は、ドイツのケルヒャーグループが当区に投資したプロジェクトで、主に産業用、業務用、家庭用の清掃機器を生産している。新たに開設された第3工場は、約6,000平方メートルの敷地を有し、稼働開始後は、ケルヒャーのハイエンド業務用床洗浄機の製造に使用され、年間4万台の生産増加が見込まれている。

マーレ電動ドライブ生産拠点PJが操業開始

「馬勒電駆動(常熟)有限公司」は、ドイツの四大自動車部品メーカーのマーレグループ(MAHLE)が当区に設立した中核企業。

今回マーレグループは、当区に電動ドライブ事業部門を設立し、主に新エネルギー車向け電動ドライブ製品の生産ラインを構築し、電動パワーステアリ

ングモーター、電動アクチュエーター、電動ウォーターポンプなどのコア製品を生産する。年間売上高は10億元に達し、地域の新エネルギー車部品生産能力と産業集積レベルをさらに向上させると期待されている。

当区の3社が国家級グリーン工場に認定

工業情報化部は、2025年の国家レベルのグリーン工場及びグリーン園區のリストを発表。



その中に当区の企業3社が含まれた。

近年来、常熟高新区グリーン製造を全面的に推進し、企業のグリーン化・低炭素化への継続的なアップグレードと変革を支援・指導してきた。グリーン製造システムの構築は大きな成果を上げており、累計で国家レベルのグリーン工場7社、省レベルのグリーン工場15社、蘇州レベル3Aグレードのグリーン工場20社などが認定されている。



風力発電システム用のギアボックスPJが進出決定

風力発電設備用部品大手メーカーの「徳力佳伝動科技(江蘇)有限公司」は錫山区で10MW以上の容量を持つ

風力発電システム用のギアボックスの開発と製造に関するPJの契約を締結した。

国内風力タービンギアボックス業界のリーディングカンパニーとして、国内シェア第2位、世界シェア第3位を誇る同社は、2018年から無錫で3期にわたるプロジェクト建設を実施してきており、今回、錫山で第4期プロジェクトを着工することとなった。総投資額は50億元。完成すれば、10MWを超える大型風力タービン用ギアボックスの生産能力が増強され、業界のチャンスをつかえ、市場での地位を強化し、無錫の近代的産業クラスターの質の高い発展をより一層促進することになる。

当区の企業が「リーディング企業」賞を受賞

先般、「フォーブス中国」は低空産業に関する一連

の選定結果を発表した。錫山区が重点的に誘致を進めている国内有数の低空産業企業であ



る航天国器智能設備(江蘇)有限公司は、緊急救助、高層ビルの防火、物資輸送・配送、核化学モニタリングなど、軍事・民生分野における優れた実績が評価され、「リーディングカンパニー」賞を受賞した。

科学技術イノベーション・起業政策推進会議が当区で開催

企業のイノベーションにおける主導的役割をさらに強化し、フルチェーン政策システムによってイノベーションの勢いを活性化するため、「科学技術イノベーションが錫山開発区を新時代へ導く」と称す一連の活動が1月29日に成功裏に開催された。開発区内のさまざまな科学技術企業から約150人が会議に出席した。



建設会社が初のAEO上級認証を取得

広東中集建築製造有限公司は税関AEO上級認証に合格し、

江門で初めて上級認証を取得した企業となった。

AEO制度は、税関信用管理の最高水準であり、国際貿易における「グリーンパスポート」として機能している。認定を受けた企業は、優先処理、検査料金の割引、国際税関承認などの優遇措置を受けることができる。



日用品・サービスは2.5%、教育・文化・娯楽は2.3%、食品・タバコ・酒類は0.7%それぞれ上昇した。一方、交通・通信は4.6%、住宅は0.3%それぞれ下落した。

江門税関から6,800トン以上の卵製品が輸出

2025年、江門税関区から卵製品が前年比10.6%増の6,867.5トン輸出された。卵製品は江門の特産品である高品質の農産物であり、輸出量が多く、賞味期限が短いという特徴がある。2025年から、税関は輸出農産物・食品の一括検査改革を実施し、企業・製品に対して一括検査・一括通関という新たなモデルを導入した。これにより、通関時間が約20%短縮され、製品の海外市場への販売時間を短縮させた。

具体的な一例を挙げると、「開平市旭日蛋品有限公司」の薫灰塩漬けアヒル卵は、税関の手続き改革の恩恵を受け、輸出が大幅に増加し、現在、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどのコストコ店舗で販売されている。

江門市12月のCPI前年同月比0.4%上昇

昨年12月の江門市の消費者物価指数(CPI)は前年同期比(以下同)0.4%上昇した。

2025年の通年では0.3%低下。内訳は、その他の商品・サービスが13.7%、医療は3.7%、衣料は3.4%、

3月以降の行事案内

主催セミナー

「中国現法の不正とその対策

～日本本社が監査すべきポイント～

日時：2026年3月10日(金)15:00～16:30

会場：名古屋商工会議所ビル 3階 第1会議室

講師：高 華鑫

(一社)東海日中貿易センター

中国法律顧問 上海市華鑫律師事務所

所長 中国弁護士

参加：会員限定(無料)

主催講演会

新春特別講演会

「大胆予測 中国経済の行方と日本への影響」

日時：2026年3月30日(月)

講演会 15:00～16:30

懇親会 16:40～18:00(立食式)

会場：名古屋商工会議所ビル 3階 第1会議室

講師：李 春利

愛知大学 国際中国学研究センター所長

経済学部 教授

主催：(一社)東海日中貿易センター中国投資企業部会、東海日中海運懇話会

参加：中国投資企業部会、東海日中海運懇話会の会員限定(無料)

お知らせ

名古屋銀行南通支店が移転

当センター会員の「名古屋銀行南通支店」が移転されましたのでお知らせ致します。

移 転 日：2026年1月26日(月)

所 在 地：中華人民共和国江蘇省南通市静海大道66号南通金融中心2号楼4階

電 話：(86) 513-89192280

F A X：(86) 513-89192281

人 員：行員26名(日本人7名、中国人19名)

営 業 時 間：平日 9:00～16:00

今年中国各地で開催される主な展覧会

△インターテキスタイル上海

アパレルファブリックス2026(春)

会期：3月11日(水)～13日(金)

会場：国家会展中心(上海)

主催：中国国際貿易促進委員会紡織行業分会 他

△中国国際医療機器展 CMEF2026

会期：4月9日(木)～12日(日)

会場：国家会展中心(上海)

主催：国薬励展展覽有限責任公司

△2026中国国際消費品博覧会

会期：4月13日(月)～18日(土)

会場：海南国際会展中心

主催：中華人民共和国商務部、海南省人民政府

△中国輸出入商品交易会 春季

(広州交易会)

会期：第1期 4月15日(水)～19日(日)

第2期 4月23日(木)～27日(月)

第3期 5月1日(金)～5日(火)

会場：広州市・中国輸出入商品交易会展館

主催：商務部、広東省人民政府

△2026(第19回)北京国際汽車展覧会

会期：4月24日(金)～5月3日(日)

会場：中国国際展覽中心、首都国際会展中心

主催：中国機械工業聯合会、中国国際貿易促進委員会汽車行業分会、中国汽车工業協會他

△中国国際環保展覧会

会期：6月2日(火)～4(木)

会場：北京中国国際展覽中心

主催：中国環境保護産業協會

△第26回中国国際投資貿易商談会

会期：9月8日(火)～11日(金)

会場：厦門国際会展中心

主催：商務部

△第23回中国-ASEAN博覧会

会期：9月17日(木)～21日(月)

会場：南寧国際会展中心

主催：商務部、ブルネイ工業・初級資源部、カンボジア商業部、インドネシア貿易部、ラオス貿易部、マレーシア国際貿易・工業部、ミャンマー商務部、フィリピン貿易と工業部、シンガポール貿易・工業部、タイ商業部、ベトナム貿易部、ASEAN秘書処

△第26回中国国際工業博覧会

会期：10月12日(月)～16日(金)

会場：国家会展中心(上海)

主催：国家發展改革委員会、商務部、科学技術部、工業・情報化部、中国科学院、中国国際貿易促進委員会、上海市人民政府 他

△中国輸出入商品交易会 秋季

(広州交易会)

会期：第1期 10月15日(木)～19日(月)

第2期 10月23日(金)～27日(火)

第3期 10月31日(土)～11月4日(水)

会場：広州市・中国輸出入商品交易会展館

主催：商務部、広東省人民政府

△第9回中国国際輸入博覧会

会期：11月5日(木)～10日(火)

会場：国家会展中心(上海)

主催：商務部、上海市人民政府

※上記は予定で、開催が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。中国側統計は中国国家統計局が公表した数値を原則引用し、同局以外から発表され引用した数値については出所を記載している。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年	190,221	5.8	248,190	22.0	▲57,969	赤字拡大
2023年	175,863	▲7.5	248,190	▲0.7	▲70,473	赤字拡大
2024年	188,651	6.2	253,009	3.6	▲64,357	赤字縮小
2025年	187,795	▲0.4	266,942	5.5	▲79,147	赤字拡大
2026年1月	15,498	32.0	26,335	0.6	▲10,837	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

1月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比
		輸出	総額
内訳	アメリカ	14,621	15.9%
	EU	8,474	9.2%
	アジア	52,088	56.7%
	うち中国	15,498	16.9%
	輸入	総額	103,401
内訳	アメリカ	10,951	10.6%
	EU	10,498	10.2%
	アジア	53,116	51.4%
	うち中国	26,335	25.5%

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

1月の主な増減品目

単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	増加	1 半導体等電子部品
		2 プラスチック	37.1	2.6	
		3 原料品	64.3	2.4	
輸入	増加	1 半導体等電子部品	58.7	0.9	
		2 石油製品	80.9	0.5	
		3 電算機類(含周辺機器)	5.0	0.5	
	減少	1 衣類・同付属品	▲14.2	▲1.0	

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年	33,604	▲0.8	17.7	28,963	24.7	11.7	4,641	黒字縮小
2023年	28,720	▲14.5	16.2	30,030	3.6	12.3	▲1,310	赤字転換
2024年	27,764	▲3.3	14.7	30,905	2.9	12.2	▲3,141	赤字拡大
2025年	27,788	0.1	14.8	32,850	6.2	12.3	▲5,062	赤字拡大
2026年1月	2,229	36.6	14.4	3,158	▲2.7	12.0	▲929	赤字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

1月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比
		輸出	総額
内訳	アメリカ	4,837	25.4%
	EU	2,637	13.8%
	アジア	6,941	36.4%
	うち中国	2,229	11.7%
	輸入	総額	12,817
内訳	アメリカ	1,264	9.9%
	EU	1,217	9.5%
	アジア	7,183	56.0%
	うち中国	3,158	24.6%

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

1月の主な増減品目

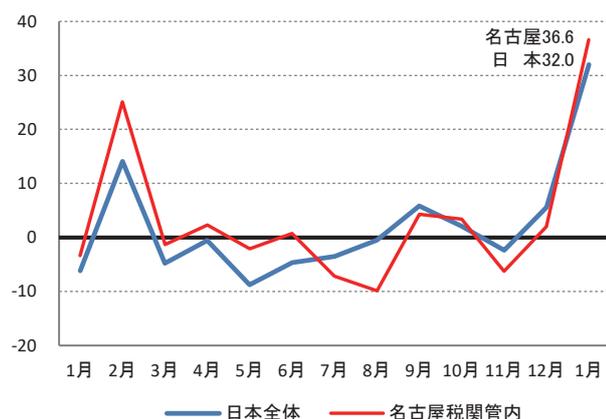
単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	増加	1 石油及び同製品
		2 金属加工機械	112.3	3.3	
		3 プラスチック	41.1	2.6	
輸入	減少	1 自動車の部分品	▲17.3	▲1.9	
		2 鉱物性タール及び粗製品	全減	▲1.1	
		1 自動車	▲49.3	▲1.5	
	2 衣類及び同付属品	▲14.1	▲1.1		

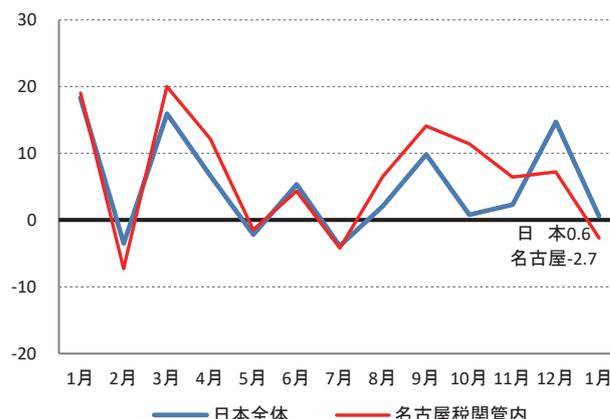
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

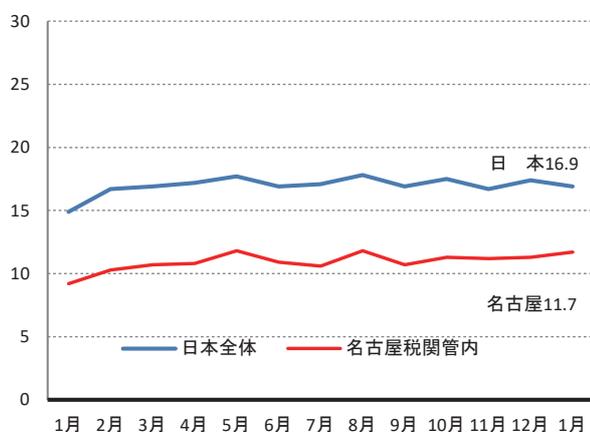
中国への輸出額の月別伸率(%)



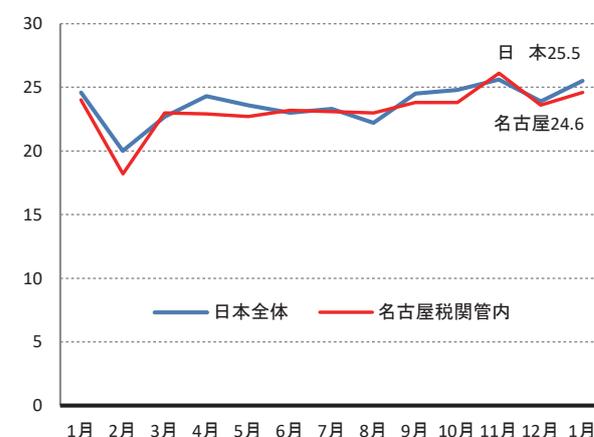
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2019年	24,984	0.5	20769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年	35,936	7.0	27,160	1.1
2023年	33,800	▲4.6	25,568	▲5.5
2024年	35,772	5.9	25,851	1.1
2025年12月	3,578	6.6	2,436	5.7
2025年1-12月	37,719	5.5	25,890	0.0

出所：中国税関総署 ※26年1月のデータは未発表

中国の外資導入

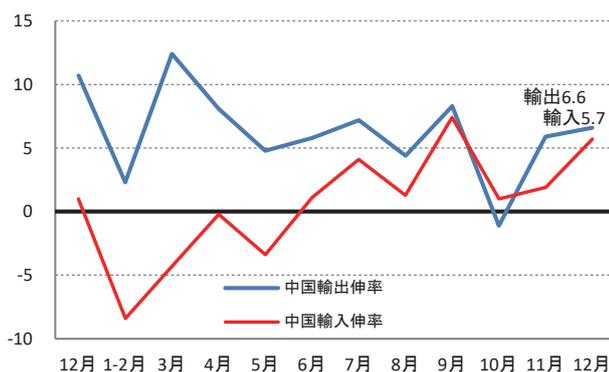
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	47,647	23.5	1,734.8	20.2
2022年	38,497	▲19.2	1,891.3	8.0
2023年	53,766	39.7	1,609.1	▲14.9
2024年	59,080	9.9	1,150.8	▲28.0
2025年1-12月	70,392	19.1	1,044.3	▲10.0

出所：中国商務部

※25年1-12月の実行ベース金額は、中国税関総署発表の同時期の貿易総額の平均為替レート(1ドル=7.16人民元)を基に元からドルに換算。※26年1月のデータは未発表

中国対外貿易の月別伸率(%)



※26年1月のデータは未発表

中国外資導入額の伸率(%)



※26年1月のデータは未発表

中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

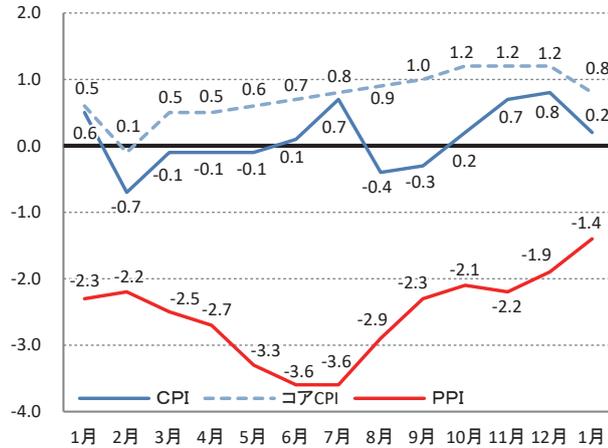
	1月
消費者物価指数	0.2
うち都市	0.2
農村	0.1
うち食品	▲0.7
食品以外	0.4
うち消費財	0.3
サービス	0.1

工業生産者物価指数PPI (%)

	1月
工業生産者物価指数(PPI)	▲1.4
うち生産資材	▲1.3
うち採掘	▲8.1
原材料	▲2.0
加工	▲0.4
生活資材	▲1.7
うち食品	▲1.9
衣類	▲0.7
一般日用品	▲1.8
耐久消費財	▲1.8
工業生産者仕入物価指数	▲1.4
うち燃料、動力類	▲7.1

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数=卸売指数

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)

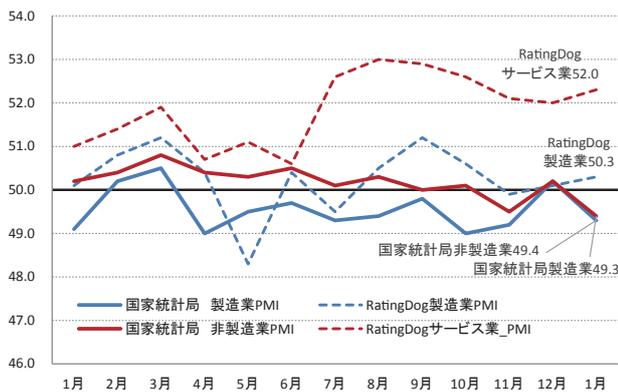


1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月

※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

出所：中国国家统计局

中国のPMI（購買担当者景気動向指数）

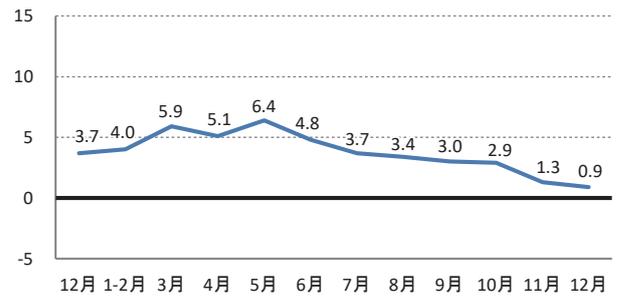


1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月

※景気後退<50<景気拡大

出所：中国国家统计局 中国RatingDog

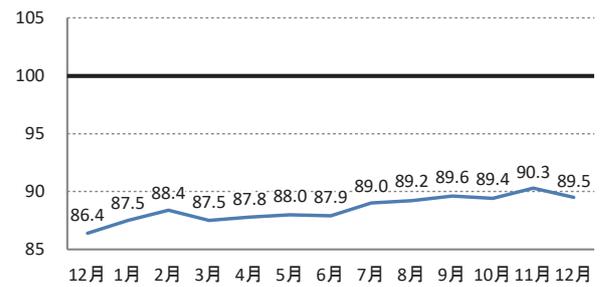
中国の消費財小売総額の伸率(%)



12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

※26年1月のデータは未発表

中国の消費者信頼感指数



12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

※消費マインド 後退<100<拡大

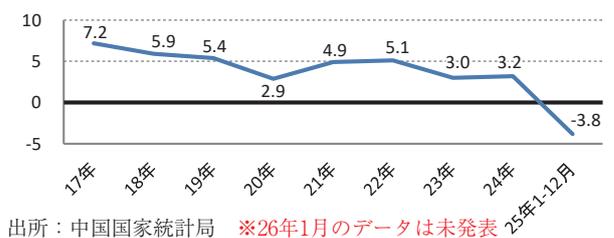
中国の固定資産投資

1-12月の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		485,186	▲3.8
産業別	第一次	9,570	2.3
	第二次	177,368	2.5
	第三次	298,248	▲7.4
地域別	東部	N/A	▲8.4
	中部	N/A	▲2.7
	西部	N/A	▲1.3
	東北	N/A	▲1.5

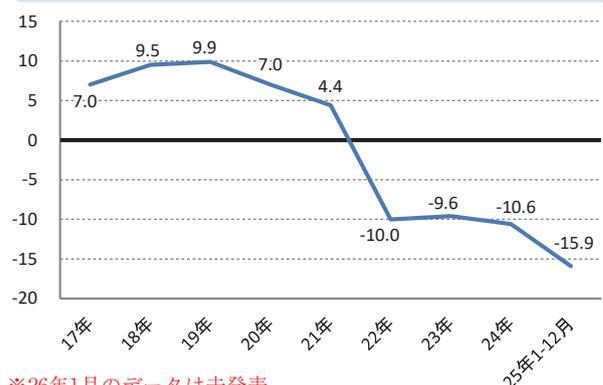
※26年1月のデータは未発表

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局 ※26年1月のデータは未発表

中国の不動産開発投資の伸率(%)



※26年1月のデータは未発表

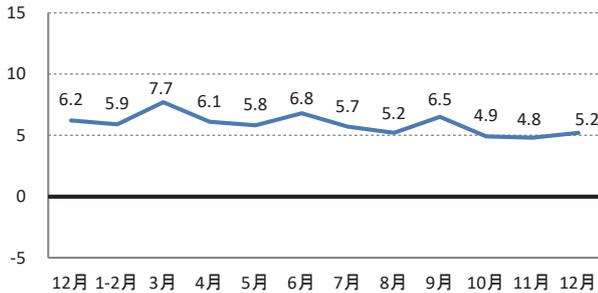
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	12月	1-12月
一定規模以上の工業生産	5.2	5.9
内訳 鉱業	5.4	5.6
製造業	5.7	6.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	0.8	2.3
内訳 国有企業	3.9	4.6
株式制企業	5.8	6.3
外資系企業	2.7	3.9
私営企業	4.2	5.3

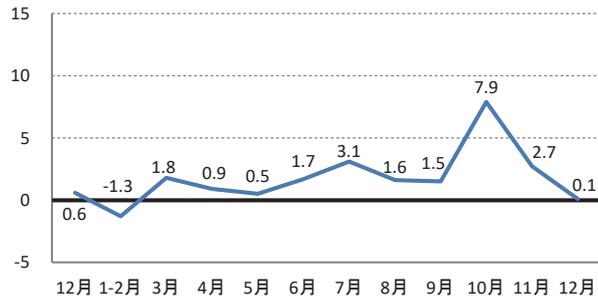
※26年1月のデータは未発表

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



※26年1月のデータは未発表

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



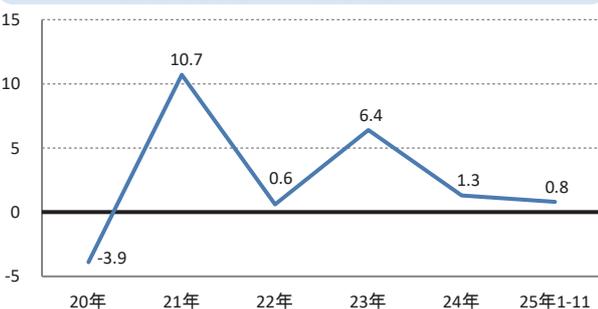
※26年1月のデータは未発表

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局 ※26年1月のデータは未発表

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部 ※26年1月のデータは未発表

中国の自動車販売台数

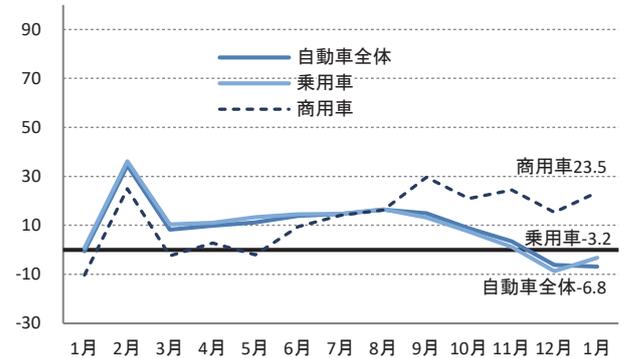
台数：万台

年月	自動車(うち輸出)	
	乗用車	商用車
2020年	2,531(108)	2,018
2021年	2,627(201)	2,148
2022年	2,686(311)	2,356
2023年	3,009(491)	2,606
2024年	3,144(586)	2,756
2025年	3,440(710)	3,010
2026年1月	235(68)	199

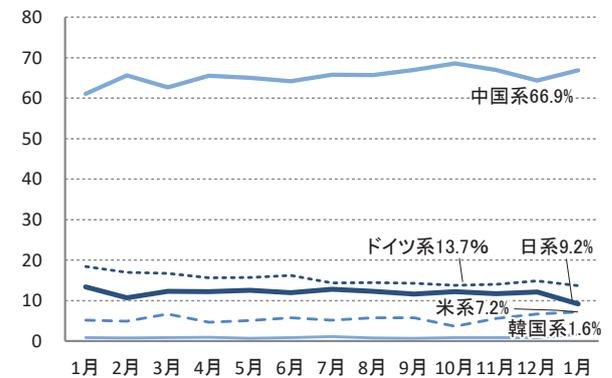
出所：中国汽车工业协会

※中国国産車のみ。輸出車を含み、輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



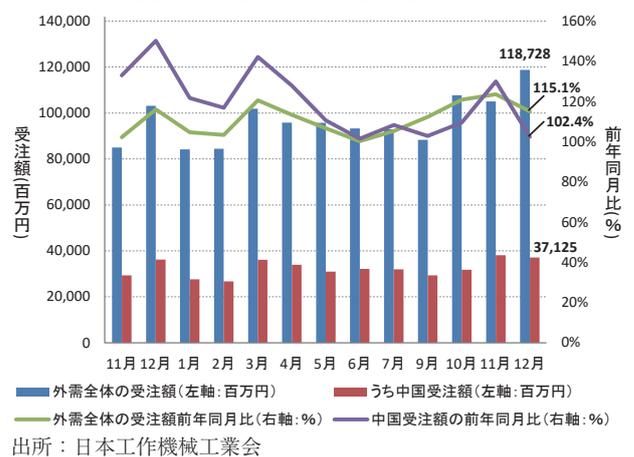
日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報联席会

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

〈中国短信〉

◆EU 中国の少額輸入品に関税

EUは2026年7月1日からEU域内に輸入される150ユーロ未満の小包1個につき3ユーロの関税を課す。シーイン(Shein)やテム(Temu)など中国系ネット通販による免税小包の流入が急増していることを受けた対策措置で、日本でも同様の措置が検討されている。

◆中国で盛り上がるウィンタースポーツ

中国は近年、ウィンタースポーツの振興に力を入れており、盛り上がっている。「中国ウィンタースポーツ産業発展研究レポート(2025)」(PwC発表)によると、市場規模は2015年の2,700億元から2024年の9,800億元に、2025年には1兆53億元と、1兆円を突破する見込み。スキー場やスケート場といったウィンタースポーツの施設は2018年の1,133カ所から2024年末には2,678カ所に増えている。

国務院弁公庁が2024年10月31日付で発表した資料によると、ウィンタースポーツは市場規模が2030年までに1兆5千億元と、更に1.5倍となる見込みで、当面右肩上がりの成長を続けると予想されている。

◆中国 軍民両用品目の対日輸出を禁止

中国商務部は1月6日、「日本向け軍民両用品目の輸出管理を強化することに関する公告」を発表し、即日施行した。公告は、日本の軍事用途や軍事力強化に関わる軍民両用(デュアルユース)品目の日本向け輸出を禁止するもの。本措置は「中華人民共和国輸出管制法」や、その他関連法令に基づくもので、公表に合わせて開いた記者発表で、中国商務部は高市首相の国会答弁(台湾有事発言)に関連していることを認めている。

商務部は先の2025年12月31日、軍民両用物項の範囲を判断する際の重要な指標となる「軍民両用品目及び技術の輸出入許可管理目録(2026年版)」を発表した。そのうち、軍民両用物項及び技術の輸出許可管理目録には、化学、電子、航空、海運などの分野に関連する原材料や、中間財、設備と技術、ソフトウェアを含む846分類項目が対象となり、レアアースには中・重希土類7種(サマリウム、ジスプロシウ

ム、テルビウム、ガドリニウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム)やその合金が含まれている。中・重希土類7種については米国による相互関税に対する報復措置の一環で25年4月に輸出許可証の対象に追加されたものの、禁輸には至っていなかったため、今回の禁輸は更に厳しい。

レアアースの加工技術は、中国の輸出管理制度において軍民両用技術として分類されているため、希土類磁石(レアアースの主成分)が第三国で製造され、且つ製錬・分離・配合のプロセスが中国由来の技術を使用している場合、中国の輸出管理の対象となり得る可能性がある。

すでにレアアース関連製品の民生用の制限や、審査の厳格化などで輸出許可が滞っているという報道も散見され、今後の動向が注視される。

◆26年買い替え政策を見直し

国家発展改革委員会などは「設備の更新・消費財買い替え政策」の2026年版を発表した。

設備更新では、老朽化した居住区へのエレベーター増設、介護施設、消防救助施設、検査試験施設、商業施設・設備が新たに追加された。

消費財の買替では、自動車、家電製品、デジタル・スマート製品は引き続き対象だが、住宅改装、電動自転車は対象から外れた。自動車購入の補助金は定額から定率へと、実質的に縮小。家電では、補助対象を6品目に限定する一方、食器洗い機、浄水器、ロボット掃除機、レンジフード、コンロ類が除外となり、補助基準の引き上げとともに、補助金額の上限が引き下げ。デジタル・スマート製品では、補助基準が維持され、スマートグラス類が追加された。

◆江蘇・浙江・陝西省 最賃引き上げ

江蘇省と浙江省は2026年1月1日から最低賃金を引き上げた。いずれも2024年1月以来の2年ぶりの改定で、金額は同額。陝西省も1月1日から最低賃金の引き上げを実施した。これにより、2025年以降で全ての省が最賃を引き上げたことになり、第1類の最低賃金基準は全て2,000円を超えとなった。

◆外資奨励業種のリストが更新

国家発展改革委員会と商務部は12月24日、外資奨励業種のリストである「奨励外商投資産業目録(2025

年版)」を発表した。2026年2月1日に施行され、2022年版は廃止される。目録は「全国版」と「中西部地域版」の2部で構成される。

製造業では全般的に最終製品ではない部品や素材まで拡充された。ロボット関連では減速機、制御装置、間接、センサ、アクチュエータが追加された。自動車関連では、ライダー・ミリ波レーダー・カメラ等の自動運転関連部品、ハイブリッドシステム(エンジン、電池、モータ)、水素・アンモニア・メタノールその他カーボンニュートラル燃料のエンジン、ドライブ・バイ・ワイヤシャーシなどが追加された。

文化・観光・体育・娯楽業分野では、初めて旅行会社経営などが追加された。

◆広東省の車 香港に乗り入れ可能に

12月23日午前0時から、広東省の自家用車の香港への乗り入れが可能となった。「粵車南下」と呼ばれる政策で、事前に許可を受けた広東省の自家用車は

港珠澳大橋(香港・珠海・マカオを結ぶ海上大橋)経由で香港へ乗り入れ、最長3日間滞在できる。

◆マナー向上へ 中国の高速鉄道

中国国家鉄路集団は2月から高速鉄道に「静音車両」(Quiet Car)と呼ぶ、マナーを重視した専用車両の導入を拡大した。中国の高速鉄道は一日あたり1万1千本が運行されているが、そのうち8千本に静音車両が導入されることから、主要路線はほぼ網羅されている。

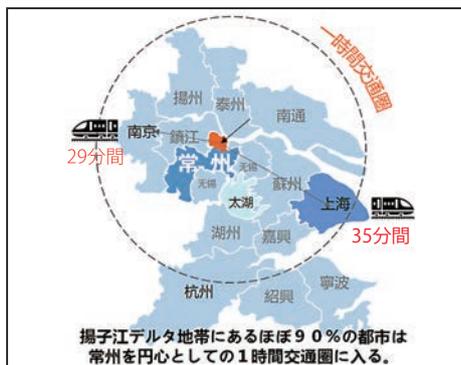
静音車両では、①大声で会話しない、②携帯電話(スマホ)で会話はしない、③電子機器の音声はイヤホンで聞くこと、④保護者は子供を静かにさせなければならない、⑤携帯電話はマナーモードに設定する、といったことが求められる。

中国ではまもなく春節の長期休暇に入るが、今回の措置は静かな車内を求める乗客に対応したもので、日本から中国への出張者にとっても朗報と言えそうだ。



常州国家高新技术産業開発区

華東の中核拠点の地位確立
日系企業が260社進出 中小企業大歓迎



2022年中日(常州)智能製造産業園は 江蘇省商務庁に国際合作園区と認定されました

- ★地理条件 上海30分交通圏 高速道路 新幹線 空港 国際港 地下鉄
- ★基幹産業 新エネルギー及び自動車コア部品、ロボット産業、新医薬及び医療機械、新素材、半導体、サービス業
- ★工業用地 十分な工業用地提供 中小企業大歓迎
- ★リース工場 レンタル工場団地は区内に数か所あり
- ★インフラ 新興の工業都市で高水準のインフラ施設を整備
- ★人材確保 大学と専門学校40校 研究機構45所 高等職業トレーニングセンター 日本語学科あり 離職率3%と高い定着率を維持
- ★サポート 日本語堪能のスタッフ8名 無料・ワンストップでサポート
- ★生活環境 ショッピングが便利 美味しい料理 安全な住宅 便利な交通 安いコスト インターナショナル・スクール 病院(日本語対応可能)

問い合わせ先 常州国家高新技术産業開発区商務局

〒213032 中国常州市新北区遼河路518号高新広場1号棟4階

副局長 馬咏梅 (日本語可) メール: mym_66@cznd.org.cn 携帯: +86-13912331288

TEL: +86-519-85127106 FAX: 86-519-85105029

招商サービスセンター副局長 張貝鴻 (日本語可) メール: andybb@cznd.org.cn 携帯: +86-13901505305

TEL: +86-519-85127119 FAX: 86-519-85105029

★日本企業の進出サポート、関連資料と情報の提供、現地視察のアレンジ、企業設立手続きの協力等。